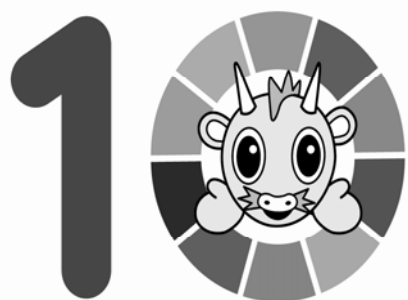


さいたま市誕生10周年記念事業 平成23年度 市民体育大会

(ソフトボール競技 … ハイシニアの部)



これまでの10年。
これからの100年。
SAITAMA CITY 10th ANNIVERSARY

(さいたま市誕生10周年記念事業のシンボルマーク・キャッチフレーズ)

期 日 平成23年9月24日～10月1日

会 場 荒川総合運動公園
西遊馬公園
宝来運動公園
北部工業団地記念公園

主 催 さいたま市
共 催 さいたま市体育協会
主 管 さいたま市ソフトボール協会
協 賛 (株)アシックス・ナガセケンコー(株)・内外ゴム(株)

市民体育大会 実施要項

(ハイシニアの部)

さいたま市ソフトボール協会
会 長 和 田 隆 雄

1. 大会名 平成23年度さいたま市 市民体育大会 ソフトボール競技(ハイシニアの部)
さいたま市誕生10周年記念事業として実施する
2. 主催 さいたま市 ・さいたま市体育協会
3. 主管 さいたま市ソフトボール協会
4. 協賛 (株)アシックス・ナガセケンコー(株) ・ 内外ゴム(株)
5. 期 日 平成23年10月1日～平成23年10月8日迄の予定
午前8:30受付 午前9:00試合開始予定。
6. 会場 北部工業団地記念公園
7. 参加資格 さいたま市に在住又は在勤で、いずれかのスポーツ傷害保険に加入済みのチームであること。
8. 編 成 監督1名、コーチ2名、スコアラー1名、選手は登録選手(メンバー表記入は25名以内)。
9. 競技規則 2011年度(財)日本ソフトボール協会の競技規則による。
10. 競技方法 トーナメント戦式。
11. 表彰 優勝、準優勝を表彰する。
最優秀選手を表彰する。
12. 試合球 ゴム検定3号球を使用(主催者側で用意する)。
13. 参加申込 同封申込書に必要事項を記入のうえ、平成23年7月3日(火)まで必着のこと。
郵送先 事務局長 眞嶋久美子
〒337-0005 さいたま市見沼区小深作485-1
TEL 048-683-5550
14. 大会参加料 さいたま市ソフトボール協会に登録チームは6000円
その他のチームは9000円
※ 代表者会議当日受付にて納めること
15. 代表者会議 日時:平成23年7月31日(日)午後2時15分より。
場所:岩槻文化公園体育館(槻の森スポーツセンター)
TEL 048-798-8411
住所:さいたま市岩槻区村国229
16. 雨天判定 雨天またはグラウンドコンディション不良の場合は、当日午前7時までに開催の可否を決定する。
問い合わせ先 さいたま市ソフトボール協会 ホームページ (※下記に掲示されます)
※ 開催可否の問い合わせ先 <http://www.stm-c.jp/index.html>
※ 日程変更の問い合わせ先 <http://www.stm-c.jp/SSK/index.html>
(起因日より約2～3日後に日程調整したものを掲示する)
17. 登録の変更 登録の変更がある場合は、代表者会議時に名簿を再提出する。(それ以降は変更不可)

18. 試 合

1-1. 競技上のルール

試合は原則として2011年度の(財)日本ソフトボール協会のオフィシャル・ルールに基づき行うものとする。

1-2. チーム員

ベンチに入れる人員は、本年度さいたま市ソフトボール協会に登録されている監督(1名)、コーチ(2名)、スコアラー(1名)、選手(25名以内)とする。

1-3. フィールドング

- (1) フィールドングは、打順表記載のメンバーで後攻チームより5分間行うものとする。
但し大会運営の都合により、時間の短縮、または行わないことがある。

1-4. 時間制限

この大会は時間制限を適用する。

- (1) トーナメント戦の時間制限は70分とする。但し、大会運営の都合上、短縮する場合がある。
(2) 制限時間を経過した後、新しいイニングには入らない。
(3) 制限時間を経過し、後攻チームが先攻チームより得点が多い場合は、打者が打撃を完了した時点で試合を終了する。
(4) トーナメント戦では、7回イニング又は制限時間を経過して同点の場合は抽選とする。
但し、トーナメント戦の決勝戦は「タイブレーカー」を適用する。

1-5. 得点差コールドゲーム

- (1) 得点差コールドゲームを適用する。
(2) 得点差コールドゲームは、5回以降7点差とする。

19. 開始時間・球場の変更

- (1) 雨天の場合でも日程の都合上、開始時間、球場を変更し、試合を行う場合がある、大会本部の指示に従うこと。
(2) 当日の試合進行状況及びグラウンドコンディションにより、開始時間・球場を変更する場合がある、大会本部の指示に従うこと。

20. その他

- (1) フィールドングは、打順表記載のメンバーで後攻チームより5分間行うものとする。
但し大会運営の都合により、時間の短縮、または行わないことがある。
(2) 審判員の判断に基づく判定に抗議は許されない。
但し、ルール適用上の疑義については、監督又は監督代行者に限り許される。
(3) 球場内でのピッチング練習は、危険防止のため外野方向に向かって行うこと。
(4) 球場内では、ベンチを除きグラウンドコート等を着用しない。
但し、特段の事情により当該球場審判員が認めた場合はこの限りではない。
(5) スポーツマンらしくない言動は厳禁とする、言動によっては、退場処分の罰則を適用する。
(6) また、自チームの応援者からの言動についても、チーム代表者はその責を負うものとする。
ベンチ内での喫煙を禁止する。
(7) 試合開始予定時刻

試合開始予定時刻			
1試合目	2試合目	3試合目	4試合目
9:00	10:30	12:00	13:30

試合開始予定時刻の1時間前にはご集合下さい。

競 技 規 則

I

- 1 登録メンバーの資格は次の通りとする。
 - ①チームの構成メンバーは、さいたま市在住または在勤であること。ただし、1年以上チームに在籍した者が市外に転居し、在住でなくなった場合及び転勤又は退職により在勤者でなくなった場合は、続けて登録できるものとする。なお、大学ソフトボール登録者及び高体連ソフトボールチーム登録者(両連盟に未登録であっても公式戦出場者を含む)の登録は認めない。
 - ②さいたま市ソフトボール協会(以下「市ソ協」と言う)が主催する大会に限り、男子チームに例外として女子選手を登録する場合には、理由書を添付すること。
- 2 チーム及び個人の登録は、他種別との多重登録できるものとする。
- 3 メンバー登録はチーム登録申請時を原則とし、追加登録は各大会の代表者会議までに完了しなければならない。
- 4 登録メンバーに住所・氏名・背番号・その他登録事項に変更が生じた場合、または退会者があった場合は、代表者会議までに変更届を提出しなければならない。
- 5 登録メンバーの年度内の他チームへの異動は出来ない。ただし、年度内に事務局あてに解散届を提出したチームの登録者の異動は認める。
- 6 上記1～4項に違反があった場合は、当該大会及び次回の大会の出場を停止するものとする。

II

- 1 市ソ協が主催する大会(ねんりんピックは除く)は、原則としてリーグ戦 + トーナメント方式で行い、種別ごとに競技する。
- 2 チームの種別構成は次の通りとする。(注:年齢は4月1日現在を以って決定される)
 - ①一般男子 15歳以上男子
一部
二部
三部
 - ②壮 年 40歳以上男子
 - ③実 年 50歳以上男子
 - ④シニア 59歳以上男子
 - ⑤ハイシニア 65歳以上男子
 - ⑥レディース 15歳以上女子
 - ⑦小学生男子・女子
- 3 種別の組み換えは年度初めに、別途定める「順位決定基準」に基づきチームの移動を行い、構成する。尚、当該年度内における組み換え及び移動はしないものとする。

III

- 1 総合開会式: 年度当初の総合開会式には各チームは出席しなければならない。
- 2 代表者会議: 各大会の競技に参加するチームは、代表者会議に必ず出席しなければならない。
代表者会議に出席する者は連絡責任者・監督または主将とし、会議において伝達されるルールの変更や各種注意事項をチームの全員に確実に伝えなければならない。
(代表者会議受付にて、チーム名・出席者名の確認を行うものとする)
代表者会議に出席しないチーム及び開会時間に遅刻したチームは、原則として「不参加」として取り扱う。
- 3 試合当日:
 - ①チームは原則として、試合開始予定時刻より1時間前に競技場に到着しなければならない。試合開始予定時刻30分前、又は前の試合の3回終了時に主将が打順表を提出しなければならない。尚、予定時刻20分前までに提出ない場合は、提出済のチームに、先攻・後攻の選定権を与えるものとする。
 - ② 尚、2011年度のオフィシャルルールの改正により、提出された打順表に記載されていない控え選手の出場は認められないので注意する。①で提出された打順表が確定打順表となる。
 - ③ チームは試合会場に到着した時、本部に試合会場に来ている事と、どこに待機しているかを届けなければならない。

IV

- 1 各試合後のグラウンド整備は試合が終わった両チームで次の試合の守備練習終了後に行うものとする。
- 2 岩槻区内のグラウンドで行われる試合の第1試合の両チームは、1時間前に集合し、道具出しとグラウンド整備を行うものとする。
又、その日の最後の試合の両チームはグラウンド整備後、道具を保管庫に仕舞うものとする。
- 3 リーグ戦においては、第1試合と第2試合、第3試合と第4試合の各チームが交互に、審判並びにボール拭き・点数付け等の為、各チーム2名(但し、一般男子3部は3名)を大会競技補助員(以下「競技補助員」と言う)として出すものとする。
- 4 当日のリーグ戦が3試合で終了の場合は、第2試合の若番チームより第1試合に4名(3部は5名)の競技補助員を、後番チームより第3試合に4名(3部は5名)の競技補助員を出すものとする。
第1試合と第3試合の4チームは第2試合の補助員として、各1名(3部は各2名)出すものとする。
- 5 競技補助員の内、審判を担当される方はできる限り「公認審判員」を出していただくようお願いいたします。
- 6 トーナメントにおいても、準々決勝までは競技補助員として各チームから1名を出すものとする。
- 7 大会協力員又は競技補助員の派遣に違反したチームには、後日警告書を発送する。
1回目の違反行為の日から1年以内に2回目の違反を行ったチームは、2回目の違反を行った大会及び次大会の出場を停止する。

V

- 1 棄権チームは試合当日必ず数名(競技補助員のみでも良い)は試合開始時整列すること。
- 2 棄権チームの競技補助員派遣義務は消えないものとし、担当試合の30分前までに、2名(トーナメントにおいては準々決勝まで1名)を派遣するものとする。
当日やむを得ず棄権するチームも本項に準ずる。
- 3 無断で棄権した上、競技補助員の派遣も無いチームは、相手チームに対する迷惑行為であり、当該大会及び次期大会の出場を停止することができる。
- 4 リーグ戦を棄権したチームはトーナメント戦に進出できないものとする。
- 5 トーナメントにおいて勝ち上がり、ベスト4になったチームで、ソフトボール協会の上部団体の大会出場以外の理由(他の大会参加等)で棄権した場合は、昇格やシード権は取り消されるものとする。
この場合、当該委員会にて対応を決定する。

VI

- 1 協会登録者は選手に限らず全員がスポーツ傷害保険に加入しなければならない。
- 2 試合中(練習も含む)は常に危険防止に努め、競技場及びその周辺の安全対策に配慮しなければならない。
- 3 安全確保のため、ランナーコーチもヘルメットを必ず着用するものとする。
- 4 協会が主催する競技は、金具付スパイクの使用を禁止する。
- 5 アンダーシャツの色はチーム全員が統一するものとする。オフィシャルルールブックどおりとする。
- 6 男性のチームの中の女性の選手のユニホームは、男性と同じものであること。また帽子をかぶる時は男性と同じものとし、同系統色のバイザーまたは無帽も可とする。
- 7 靴の色もチーム全員が同系色であること。オフィシャルルールブックどおりとする。
- 8 寒い季節でのレディースのチームにおける短パンと長ズボンの混合は認める。ただし、同色であることを条件とする。
- 9 協会は主催する大会並びに諸行事における役員・選手の傷害及び物損事故については一切の責任を負わない。
- 10 所定の場所以外での喫煙並びに駐車を禁止する。
- 11 道路等でのバッティング練習(素振りも含む)やキャッチボールは非常に危険なので禁止する。
- 12 ごみは必ず持ち帰ること。

VII

- 1 各チームは輪番による「大会協力員」を1日単位で、大会日程に基づいて割り当てられた試合に1名派遣すること。これに違反したチームにも警告書が発行されるものとする。
1日とは、当日の朝のミーティング(8時)から、当日の最終試合後のミーティングまでを言う。